

## 指名停止措置(港湾空港関係に限る)

### 令和5年度

番号	業者名称	住所	措置期間	開始日	終了日	適用条項	工事	コンサル	物品	備考
1	奈良県緑化土木協同組合	奈良県奈良市東紀寺町2丁目8番8号	3ヶ月	令和5年7月18日	令和5年10月17日	別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	—	—	○ (中国地域)	近畿地方整備局管内の直轄工事落札決定後に契約辞退

### 令和4年度

番号	業者名称	住所	措置期間	開始日	終了日	適用条項	工事	コンサル	物品	備考
	該当無し									

### 令和3年度

番号	業者名称	住所	措置期間	開始日	終了日	適用条項	工事	コンサル	物品	備考
1	海洋開発(株)	山口県下関市彦島田の首町一丁目6番13号	1ヶ月	令和3年9月29日	令和3年10月28日	別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	○	—	—	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で罰金刑(略式命令)

※九州地方整備局全体の指名停止措置については[http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu\\_joho/shimeiteisi/index.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_joho/shimeiteisi/index.html)よりご確認ください。

令和5年7月18日  
九州地方整備局

◎不正又は不誠実な行為を行った下記業者について、3ヶ月間、九州地方整備局(港湾空港関係に限る)発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 奈良県緑化土木協同組合  
業者の住所： 奈良県奈良市東紀寺町2丁目8番8号
- 指名停止措置期間： 令和5年7月18日～令和5年10月17日(3ヶ月)
- 指名停止措置の範囲： 九州地方整備局管内(港湾空港関係に限る)
- 事実概要

本件は、近畿地方整備局管内の直轄工事において、奈良県緑化土木協同組合が落札決定後に契約を辞退(1件)したこと及び履行不能届(2件)を提出して契約解除に至ったものである。

## 案件①

奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札したが、会社経営の悪化により廃業の方向であるため、令和5年3月20日に契約辞退届を提出した。

## 案件②

奈良県緑化土木協同組合は、令和4年10月19日に奈良国道事務所(以下、発注者)発注の「大和御所道路小槻高架橋P71L下部他工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年3月22日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月11日に解除通知を行った。

## 案件③

奈良県緑化土木協同組合は、令和4年8月30日に滋賀国道事務所(以下、発注者)発注の「国道1号瀬田地区他歩道設置工事」の契約を締結したが、会社経営の悪化による廃業が決まり、当該工事の履行ができなくなったため、令和5年4月10日に履行不能届を提出した。発注者は工事請負契約書第48条5号に該当すると認定し、同条の規定に基づき、令和5年4月25日に解除通知を行った。

## 5. 指名停止措置理由

当該業者が落札決定後に契約を辞退したこと及び履行不能届を提出して契約解除に至ったことは、「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(以下「措置要領」と総称する)の別表第2第15号(下記参照)に該当する。本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

## &lt;措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

## &lt;問い合わせ先&gt;

国土交通省 九州地方整備局 福岡市博多区博多駅東2-10-7  
代表:TEL092-418-3340

総務部契約管理官 坂本 起朗(内線290) 経理調達課直通:TEL092-418-3345

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

### 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 海洋開発株式会社  
業者の住所： 山口県下関市彦島田の首町一丁目6番13号
- 指名停止措置期間： 令和3年9月29日～令和3年10月28日（1ヶ月）
- 指名停止措置の範囲： 九州地方整備局管内（港湾空港関係に限る）
- 事実概要

本件は、海洋開発株式会社及びその従業員が、令和2年11月19日、山口県下関市彦島塩浜町の棧橋に係留中の同社所有クレーン付台船において、国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いず、同船内において発生した船舶発生油等である衣類を焼却したとして、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反に問われ、令和3年3月18日罰金刑の略式命令を受けたものである。

### 5. 指名停止措置理由

当該業者たる海洋開発株式会社及びその従業員が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反罰金刑の略式命令を受けたことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第15号（下記参照）に該当する。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### <措置要領別表第2>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

### <問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局  
代表：TEL 092-418-3340

福岡市博多区博多駅東2-10-7  
総務部契約管理官

山村 裕未（内線 290）  
経理調達課直通：TEL 092-418-3345